

### (3) 土壌及び地盤の状況

#### 1) 土 壤

##### ア. 土壌汚染の現状

静岡市葵区には土壌汚染の指定区域はない。なお、最も近い指定区域は、静岡市清水区  
 渋川となる。

##### イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲においてダイオキシン類の測定は行われていない。  
 なお、最も近い測定地点は、静岡県榛原郡川根本町徳山となる。

##### ウ. 土壌汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準等は、表 4-2-1-37、表 4-2-1-38 及び表 4-2-1-39 に示すとおりである。

**表 4-2-1-37 土壌の汚染に係る環境基準**

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

#### 備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表 4-2-1-38 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-39 土壌汚染対策法に係る基準値

(土壌汚染対策法 (平成 23 年法律第 74 号))

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	土壌溶出量 基準 (mg/L)	土壌含有量 基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種 特定 有害物質  (揮発性有 機化合物等)	四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下	
第二種 特定 有害物質  (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水銀 は不検出	0.0005 以下 アルキル水 銀は不検出	15 以下	0.005 以下 アルキル水銀は 不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4000 以下	24 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4000 以下	30 以下	
第三種 特定 有害物質  (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	不検出	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1 以下

備考

- 1 土壌汚染とは土壌に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壌含有量とは土壌に 1mol/L の塩酸を加えた場合に溶出する物質の量をいう。
- 2 土壌溶出量は環境省告示 (第 18 号平成 15 年 3 月 6 日)、土壌含有量は環境省告示 (第 19 号平成 15 年 3 月 6 日) により測定したもの。
- 3 「不検出」とは、2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りん化合物とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物 10 項目が DNAPLs に分類され、ベンゼンは LNAPLs に分類される。

## エ. 苦 情

静岡県の土壤汚染に係る発生源別苦情受理の状況は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。  
苦情件数は 5 件となっている。

**表 4-2-1-40 土壤汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）**

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	1
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	3
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	1
合 計	5

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」  
（平成 24 年 11 月、総務省公害等調整委員会）

## 2) 地 盤

### ア. 地盤の測定結果

静岡県では、「平成 23 年度全国の地盤沈下地域の概況」（平成 24 年 12 月、環境省水・大気環境局）に掲載されている 3 地域（沼津・三島、岳南、静清）に揚水量の多い大井川、中遠、西遠の 3 地域を加えた 6 地域について、継続して地盤沈下調査を行っている。「地下水調査」（平成 25 年 6 月現在、静岡県ホームページ）によると、大井川地域における調査（平成 18 年度）での最大沈下量は 1.4mm/年、西遠地域における調査（平成 19 年度）での最大沈下量は 3.8mm/年であり、それぞれ地盤沈下はほとんど発生していない。

なお、対象事業実施区域及びその周囲では、地盤沈下に係る調査等は行われていない。

### イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

静岡県では、昭和 30、40 年代には、県内各所で、地下水位の異常低下、塩水化等の地下水障害が発生したため、地下水の採取量規制やかん養促進等の地下水保全に努めており、静岡県地下水の採取に関する条例に基づき、地下水揚水設備の届出制、地下水採取量の規制などにより、地下水の適正な利用に努めている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には地下水採取規制地域の指定はない。

### ウ. 苦 情

静岡県の地盤沈下に係る発生源別苦情受理の状況は、平成 23 年度において 0 件となっている。